

防人1第2253号

11.4.19

改正 防人計第354号

19.1.9

長官官房長
施設等機関の長
各幕僚長
統合幕僚会議議長 殿
技術研究本部長
調達実施本部長
防衛施設庁長官

事務次官

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する注意事項について

(通達)

セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に関しては、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令」（平成11年防衛庁訓令第29号）及び「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について」（平成11.3.31（防人1第1889号））を作成したところである。今後においては、当該訓令等に基づき、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）に対し厳正に対処していくことになるが、これに当たり下記の点に特に注意されたい。

記

- 1 隊員は、わが国の平和と独立を守るという任務を遂行するため、実力集団の構成員として、厳しい服務規律に服している。隊員となる際には、服務の宣誓において、「厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、政治活動に関与せず、強い責任感をもって専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託にこたえる」旨を宣誓している。このような、隊員の任務と厳正な服務規律を考慮し、セクハラについても、厳しく自らを律していくべきである。
- 2 隊員は、平素規律の厳守及び命令に対する服従について教育を受けているところであるが、上官は自らの地位及び権限を強く自覚し、階級又は職務の級の上下関係等を背景として、セクハラが行われることのないよう厳に注意すべきである。
- 3 隊員は、訓練や営舎内居住等特殊な環境下に置かれる場合があるが、これらの場合においても良好な勤務環境を保持するというセクハラ防止の趣旨を十分留意する必要がある。
- 4 「常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損ずるような行為をしてはならない」という隊員の義務に鑑み、職場外においても、社会通念から逸脱した性的な言動を行うことのないよう注意する必要がある。
- 5 セクハラ問題は、最終的には、防衛省に対する国民の信頼を損なう事態にもなりかねないことに留意し、上官は部下の範となるよう常に自らその姿勢を正すとともに、セクハラの関係においても部下の適切な把握と厳正な服務規律の確立のために積極的な意欲をもって任にあたらなければならない。